

## 「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

7. (2) を横線のとおり改める。

### (2) 時価売買価格比率

時価売買価格比率は、買入または売却の別および売買国債の残存期間に応じ、次のとおりとする。

#### イ. 買入の場合

(イ) 残存期間1年以内のもの	<del>1.003</del> <u>1.002</u>
(ロ) 残存期間1年超5年以内のもの	1.006
(ハ) 残存期間5年超10年以内のもの	<del>1.021</del> <u>1.020</u>
(ニ) 残存期間10年超20年以内のもの	1.039
(ホ) 残存期間20年超のもの	<del>1.057</del> <u>1.066</u>

#### ロ. 売却の場合

(イ) 残存期間1年以内のもの	<del>0.997</del> <u>0.998</u>
(ロ) 残存期間1年超5年以内のもの	0.994
(ハ) 残存期間5年超10年以内のもの	<del>0.980</del> <u>0.981</u>
(ニ) 残存期間10年超20年以内のもの	0.964
(ホ) 残存期間20年超のもの	<del>0.948</del> <u>0.941</u>

8. (5) を横線のとおり改める。

(5) 担保価格

担保価格は、受入または差入の別および担保国債の残存期間に応じ、次のとおりとする。

イ. 受入の場合

(イ) 残存期間1年以内のもの	時価の <del>99.</del> <u>799.8</u> %
(ロ) 残存期間1年超5年以内のもの	時価の99.4%
(ハ) 残存期間5年超10年以内のもの	時価の <del>98.</del> <u>098.1</u> %
(ニ) 残存期間10年超20年以内のもの	時価の96.3%
(ホ) 残存期間20年超のもの	時価の <del>94.</del> <u>693.8</u> %

ロ. 差入の場合

(イ) 残存期間1年以内のもの	時価の <del>100.</del> <u>3100.2</u> %
(ロ) 残存期間1年超5年以内のもの	時価の100.6%
(ハ) 残存期間5年超10年以内のもの	時価の <del>102.</del> <u>0101.9</u> %
(ニ) 残存期間10年超20年以内のもの	時価の103.7%
(ホ) 残存期間20年超のもの	時価の <del>105.</del> <u>4106.2</u> %

(附則)

- (1) この一部改正は、平成17年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。
- (2) 7.(2) に定める時価売買価格比率および8.(5) に定める担保価格については、原則として年1回程度の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。